

新型コロナウイルス感染症5類移行後の短期入所について

令和5年4月21日
社会福祉法人 希望の家
理事長 野田真一郎
療育センター きぼう
センター長 竹内 東光

令和5年5月8日(月)より新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行します。短期入所受入れについて法人で対応を検討した結果、5類移行後の感染状況を注視しつつ、段階的に対応を緩和していくこととなりました。

今後も、以下の対応を行いながら、短期入所につきましては安全に配慮しながら対応させていただきます。

ご理解、ご協力の程、よろしくお願い致します。

■短期入所利用についてのお願い

- 1) 5類移行後において、以下の条件で受け入れ可能
 - *緊急時は家庭状況確認後、同様条件で受け入れ可能
 - *短期入所 **2日前**から、他事業所（デイサービス（おおぞら・おひさまも含む）、他短期入所、学校等）の利用がない方
 - *入所前**核酸検出検査（NEAR法）、PCR等検査**施行、**陰性**が確認できた方
 - *療育センター きぼうにて、ご利用日当日に検査施行、結果が出るまで車で待機していただき陰性確認後、診察となります（検査費用はありません）
 - ***検査は平日のみ行います 原則土日祝の受け入れはありません**
- 2) **本人、家族の予約日3日前**からの行動記録および家族の健康状態（発熱、倦怠感等）を記録して提出 ***行動記録表**
- 3) 1)と2)の条件を満たしても病棟での受け入れ体制が整わない場合（発熱者が多数等）はお断りすることもあります
- 4) 1回のPCR等検査にて受給者証の支給日数すべてを**継続して利用**できます

*ご予約、ご質問等ありましたら下記までご連絡ください

療育センター きぼう 生活支援部長 関山 TEL 0277-73-2605